

議員提出第11号議案

国の私学助成の拡充に関する意見書について

上記の意見書を国に提出するものとする。

令和5年9月26日提出

安城市議会議員	松	本	佳	栄
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	鈴	木		浩
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	白	谷	隆	子
〃	守	口	晶	治

－提案理由－

この案を提出したのは、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、私立高校への国庫補助金及びそれに伴う地方交付税交付金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に要望するため。

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

それでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私立高校に通っており、約90%が進学する高校教育において、学費の「公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと父母の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私立高校が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、国におかれては、国の責務と私立高校の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校への国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日

安 城 市 議 会

議員提出第12号議案

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書について

上記の意見書を県に提出するものとする。

令和5年9月26日提出

安城市議会議員	白	谷	隆	子
〃	大	屋	明	仁
〃	松	尾	学	樹
〃	鈴	木		浩
〃	今	原	康	徳
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	守	口	晶	治

—提案理由—

この案を提出したのは、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を是正できる施策を実施されるよう県に要望するため。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ愛知県においては、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万円未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円未満世帯まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由を選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」、「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立も自由を選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月26日

安 城 市 議 会